

就労選択支援の取扱いに関する Q&A

【問1】

Q. 就労選択支援を一度に2か月支給決定できますか。

A. 原則1か月ですが、下記に該当する場合は、最大2か月の支給決定を行うことができます。なお、その場合は、更新することができません。

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合。

【問2】

Q. ほかの日中活動サービス（※）との同日利用は可能ですか。

A. 障害福祉サービスの日中活動サービスについては、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯に就労に向けた支援を行うことが想定されていることから、支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。

（※日中活動サービス・・・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型））

【問3】

Q. 放課後等デイサービスとの同日利用は可能ですか。

A. 就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。

【問4】

Q. 就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、受給者証の更新や事業所の変更を検討するにあたり、同一法人が運営する就労選択支援を利用することはできますか。

A. アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できません。ただし、最も近い就労選択事

業所であっても通所することが困難である等、近隣に別の法人が運営する事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用が認められます。

【問5】

Q. 就労継続支援 B 型を利用する場合、必ず予め就労選択支援を利用しなければいけませんか。

A. 下記の場合は、就労選択支援事業所ではなく、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用が認められます。

- ・ 最も近い就労選択支援事業者であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

なお、50歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能です。

【問6】

Q. 卒業後に就労継続支援 B 型を利用するため、就労選択支援を利用する予定ですが、既に特別支援学校でアセスメントが実施されています。改めて就労選択支援でも再度アセスメントを実施する必要はありますか。

A. 障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所、障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、特別支援学校等で既にアセスメントが実施されている場合、就労選択支援事業所は、当該アセスメントを活用、もしくは参考として差し支えありません。なお、情報提供を依頼する場合は、必ず本人の同意を得てください。

